

## 飯田市自治基本条例 (改正案)

平成18年 9 月21日 飯田市条例第40号

改正 平成23年11月30日 飯田市条例第25号

平成25年 3 月25日 飯田市条例第 2 号

(第 1 章から第 5 章 省略)

## 第 6 章 市議会の役割

(市議会の責務)

第 22 条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

4 市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動します。

(開かれた議会運営)

第 23 条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。

3 市議会は、**議会報告会の開催等市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の開催等**を通じ、前 2 項が規定する**事項**の実現に努めます。

(以下省略)

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 (改正案)

平成 24 年 12 月 21 日議会運営委員会決定

改正 平成 27 年 3 月 20 日議会運営委員会決定

平成 28 年 3 月 18 日議会運営委員会決定

(設置)

第 1 条 この規程は、飯田市自治基本条例（平成 18 年飯田市条例第 40 号）第 23 条に規定する、開かれた議会運営を行うために設置する広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営並びに委員会が行う活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項
- (4) 会議傍聴の推進に関する事項
- (5) 市民への講座等の開催に関する事項
- (6) 議会報告会市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の企画運営その他市民からの意見の取扱いに関する事項
- (7) その他議会の広報広聴に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、各党派から選出する議員をもって構成し、議長及び副議長はオブザーバーとする。

2 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、原則として公開とする。

- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員に事故あるときは、当該委員の属する会派は、委員会に代理の者を出席させることができる。

(議会広報紙の名称及び発行)

第 7 条 第 3 条第 1 号の規定により行う議会広報紙の発行は次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の名称は、飯田市議会だよりとする。
- (2) 議会広報紙は、定例会の終了後 1 カ月以内に発行する。ただし、議会日程、行事その他の事情により、これによりがたいときは、委員長が会議に諮って定めた日までに発行する。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、臨時に議会広報紙を発行することができる。

(議会広報紙の掲載事項)

第 8 条 議会広報紙には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会・臨時会に関すること。
- (2) 各委員会に関すること。
- (3) 請願・陳情に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 28 日から施行する。

(飯田市議会報発行規程の廃止)

- 2 飯田市議会報発行規程（平成 9 年飯田市議会規程第 3 号）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。

飯田市自治基本条例 新旧対照表（最終 平成25年3月25日条例第2号）

改正後（案）	現行
<p>○飯田市自治基本条例 平成18年9月21日 条例第40号  （開かれた議会運営） 第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。 3 市議会は、<u>市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の開催等</u>を通じ、前2項が規定する<u>事項</u>の実現に努めます。</p>	<p>○飯田市自治基本条例 平成18年9月21日 条例第40号  （開かれた議会運営） 第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。 3 市議会は、議会報告会の開催等を通じ、前2項に規定することの実現に努めます。</p>

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 新旧対照表（最終 平成28年 3月18日飯田市議会規程第 1号）

改正後（案）	現行
<p>○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 平成25年 3月22日 議会規程第 1号</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。</p> <p>(1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項</p> <p>(2) 議会ホームページの管理運営に関する事項</p> <p>(3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項</p> <p>(4) 会議傍聴の推進に関する事項</p> <p>(5) 市民への講座等の開催に関する事項</p> <p>(6) <u>市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場</u>の企画運営 その他市民<u>から</u>の意見の<u>取扱い</u>に関する事項</p> <p>(7) その他議会の広報広聴に関する事項</p>	<p>○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 平成25年 3月22日 議会規程第 1号</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。</p> <p>(1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項</p> <p>(2) 議会ホームページの管理運営に関する事項</p> <p>(3) テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項</p> <p>(4) 会議傍聴の推進に関する事項</p> <p>(5) 市民への講座等の開催に関する事項</p> <p>(6) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項</p> <p>(7) その他議会の広報広聴に関する事項</p>